

風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する柔軟化

(平成28年10月24日 警察庁生活安全局保安課事務連絡)

見直し前

○風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定については、風営法施行令第6条の基準に基づき、各都道府県において条例等により具体的な営業制限地域が指定されている。

(規制の根拠)

風営法施行令

第6条 法第四条第二項第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 風俗営業の営業所の設置を制限する地域(以下この条において「制限地域」という。)の指定は、次に掲げる地域内の地域について行うこと。
 - イ 住居が多数集合しており、住居以外の用途に供される土地が少ない地域(以下「住居集合地域」という。)
 - ロ その他の地域のうち、学校、病院その他の施設でその利用者の構成その他のその特性に鑑み特にその周辺における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府県の条例で定めるもの(以下「保全対象施設」という。)の周辺の地域
- 二 前号ロに掲げる地域内の地域につき制限地域の指定を行う場合には、当該保全対象施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね百メートルの区域を限度とし、その区域内の地域につき指定を行うこと。
- 三 前二号の規定による制限地域の指定及びその変更は、風俗営業の種類及び営業の態様、地域の特性、保全対象施設の特性、既設の風俗営業の営業所の数その他の事情に応じて、良好な風俗環境を保全するため必要な最小限度のものであること。

ニーズ

○営業制限地域でも、条例等で許可すれば保育所を設置できるようにしてほしい。

指示内容等

○風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に際して、以下のような事例があることを踏まえて適切に対応すべき旨を、都道府県警察に対して連絡した。

- ・保全対象施設として定める施設を地域の实情に応じて条例等で規定している事例(保育所等の児童福祉施設を定めていない例、図書館を定めている例等)
- ・保全対象施設の周囲であっても一部の地域を除外する旨条例等で規定している事例

効果

○風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に際し、保全対象施設及び営業制限地域を条例等で柔軟に設定できることが改めて周知された。